

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第七号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。
別表第一の教育委員会の公立学校の項中「県立学校の事務長」を「事務長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。